

特定非営利活動法人スポーツコミュニティー桜 定款

第1章 総則

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スポーツコミュニティー桜という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都練馬区桜台3丁目28番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、練馬区立桜台体育館を拠点とし、練馬区及び近隣地域の全ての人々に対し、より気軽に生涯にわたる文化・スポーツを楽しむ機会と環境を提供する事業を行い、文化・スポーツの振興とそれを通じての地域の交流活性化及び人々の健康・体力の保持増進、また青少年の心身の健全な育成を図るとともに住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域総合スポーツクラブの運営
- (2) 文化、スポーツ又はレクリエーションの教室、大会、イベント等の企画、運営
- (3) 地域スポーツ情報の提供
 - ①ホームページの管理運営
 - ②情報誌の発行
- (4) スポーツ選手、指導者の交流及び育成のための講習会等の実施
- (5) 公共スポーツ施設等の管理運営

2 収益事業

- (1) 文化、スポーツに関する興行における広告宣伝媒体の企画及び販売

- 3 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 社員及び事業会員

(社員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(入社)

第7条 社員の入社について、特に条件は定めない。

- 2 入社しようとするものは、理事長が別に定める入社申込書により、理事長に申し込む者とする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入社を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入社を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(社員登録費)

第8条 社員は、総会において別に定める社員登録費を会計年度ごとに納入しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく社員登録費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(自己都合による退社)

第10条 社員は、理事長が別に定める自己都合退社届を理事長に提出して、任意に退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により社員を除名しようとする場合は、議決の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

(社員登録費の不返還)

第12条 既に納入した社員登録費は、返還しない。

(事業会員)

第13条 この法人が実施する事業に年間を通じて参加を希望する者を事業会員とする。
なお、事業会員の入退会、会費等に関しては総会において別に定める。

第3章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において社員の中から選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、予算の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 社員登録費及び事業会員会費等の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、社員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各社員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第36条** 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 社員登録費及び別に定める事業会員会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事会において作成し、理事長の承認を得た上で、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した社員の過半数をもって決した者に寄附するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	西 條 義 洸	理事	太 田 雄 三
副理事長	和 田 純 子	理事	鳥 野 恭 一
副理事長	藤 井 俊 美	理事	村 上 枝美子
理事	石 原 よし子	理事	肥 沼 博 子
理事	中 山 清	理事	山 宮 常 睦
理事	古 谷 義 夫	理事	鈴 木 高 元
理事	内 田 常 幸	監事	近 藤 一 也
監事	米 山 初 美	監事	秋 田 理 枝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第一項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成16年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	12,000円
	賛助会員	一口 5,000円 (一口以上)

附則

1 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人スポーツコミュニティー桜

1 事業実施の方針

令和7年度も、練馬区立桜台体育館を拠点として、近隣地域の全ての人々に対し、いつでも・どこでも・誰でも・気軽にスポーツに触れて、生涯にわたり文化・スポーツ等を楽しむ機会と環境を提供する事業を行うほか、「水泳教室」の活動再開を実施する。

もって、地域の交流、活性化及び人々の健康・体力の保持増進、また青少年の心身の健全な育成を図るとともに住みよい地域社会の形成に寄与する事業に取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,145】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域総合スポーツクラブの運営	定例事業 エアトランポリン シニアこそ貯筋&脳トレ スポーツ吹き矢 ノルディックウォーキング、ボッチャ教室	毎週 (ノルディックウォーキングは毎月第2土曜日、ボッチャ教室は隔週)	練馬区立桜台体育館 (ノルディックウォーキングは練馬区内及び近郊)	各事業者 3～5名	練馬区民 近隣住民	各事業総計1,900人程度 (前年度実績比10%UP見込む)	2,200
文化、スポーツまたはレクリエーションの教室、大会、イベント等の企画運営	スラックライン大会 さくらスポーツフェスタ 9人制レディースバレーボール大会 出前おもしろスポーツ体験会 出前おもしろシニアスポーツ体験会 期間限定水泳教室 その他受託事業、連携協力事業	6/15(日) 11月 予定 受注随時 5月～7月	練馬区立桜台体育館 練馬区内及び近隣小学校 練馬区内高齢者施設 他	各事業者 5～6名	練馬区民 近隣住民	各事業総計1,000人程度 (前年度実績比10%UP見込む)	2,800
地域スポーツ情報の提供	ホームページの管理運営 (上記の情報掲載)	通年	スタッフ 自宅	3名	不特定の閲覧者	不特定多数	145

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
文化、スポーツに関する興行における広告宣伝媒体の企画販売	特にありません。				

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人スポーツコミュニティー桜

1 事業実施の方針

令和7年度も、練馬区立桜台体育館を拠点として、近隣地域の全ての人々に対し、いつでも・どこでも・誰でも・気軽にスポーツに触れて、生涯にわたり文化・スポーツ等を楽しむ機会と環境を提供する事業を行うほか、「水泳教室」の活動再開を実施する。

もって、地域の交流、活性化及び人々の健康・体力の保持増進、また青少年の心身の健全な育成を図るとともに住みよい地域社会の形成に寄与する事業に取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,280】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域総合スポーツクラブの運営	定例事業 エアトランポリン シニアこそ貯筋&脳トレ スポーツ吹き矢 ノルディックウォーキング、ボッチャ教室	毎週 (ノルディックウォーキングは毎月第2土曜日、ボッチャ教室は隔週)	練馬区立桜台体育館 (ノルディックウォーキングは練馬区内及び近郊)	各事業者3～5名	練馬区民 近隣住民	各事業総計1,900人程度 (前年度実績比10%UP見込む)	2,220
文化、スポーツまたはレクレーションの教室、大会、イベント等の企画運営	スラックライン大会 さくらスポーツフェスタ 9人制レディースバレーボール大会 出前おもしろスポーツ体験会 出前おもしろシニアスポーツ体験会 期間限定水泳教室 その他受託事業、連携協力事業	6/15(日) 11月 予定 受注随時 5月～7月	練馬区立桜台体育館 練馬区内及び近隣小学校 練馬区内施設 他	各事業者5～6名	練馬区民 近隣住民	各事業総計1,000人程度 (前年度実績比10%UP見込む)	2,900
地域スポーツ情報の提供	ホームページの管理運営 (上記の情報掲載)	通年	スタッフ自宅	3名	不特定の閲覧者	不特定多数	160

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
文化、スポーツに関する興行における広告宣伝媒体の企画販売	特にありません。				

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人スポーツコミュニティ様
(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益						
1	受取会費 社員登録費 事業会員受取会費	80,000 300,000	380,000		0	380,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0		0	0
3	受取助成金等 受取事業委託・補助金	640,000	640,000		0	640,000
4	事業収益 地域総合スポーツクラブの運営（定例事業参加費） 文化、スポーツ又はレクリエーションの教室、大会等参加費 受託事業収益	1,065,000 1,200,000 1,860,000	4,125,000		0	4,125,000
5	その他の収益 受取利息		0		0	0
経常収益計			5,145,000		0	5,145,000
(B) 経常費用						
1	事業費					
(1)	人件費 講師諸謝金 スタッフ謝金 研修費 福利厚生/慶弔費	2,200,000 1,600,000 150,000 100,000	4,050,000		0	4,050,000
(2)	その他経費 会議費 旅費交通費 施設使用料 備品借用料 印刷製本費 保険料 通信運搬費	120,000 100,000 250,000 100,000 80,000 60,000 130,000	840,000		0	840,000
事業費計			4,890,000		0	4,890,000
2	管理費					
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0		0	0
(2)	その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 広告宣伝費 旅費交通費 減価償却費	10,000 15,000 130,000 80,000 20,000	255,000		0	255,000
管理費計			255,000		0	255,000
経常費用計			5,145,000		0	5,145,000
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			0		0	0
(C) 経常外収益						
固定資産売却益 過年度損益修正益						
経常外収益計			0		0	0
(D) 経常外費用						
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損						
経常外費用計			0		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0		0	0
経理区分増減額 ... ③						
税引前当期正味財産増減額 (①)+(②)+(③) ... ④			0		0	0
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤ 前期繰越正味財産額 ... ⑥						
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥						

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人スポーツコミュニティ様

(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費 社員登録費 事業会員受取会費	90,000 330,000	420,000		0	420,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0		0	0
3	受取助成金等 受取事業委託・補助金	700,000	700,000		0	700,000
4	事業収益 地域総合スポーツクラブの運営（定例事業参加費） 文化、スポーツ又はレクリエーションの教室、大会等参加費 受託事業収益	1,100,000 1,200,000 1,860,000	4,160,000		0	4,160,000
5	その他の収益 受取利息		0		0	0
経 常 収 益 計			5,280,000		0	5,280,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費					
(1)	人件費 講師諸謝金 スタッフ謝金 研修費 福利厚生/慶弔費	2,280,000 1,655,000 150,000 100,000	4,185,000		0	4,185,000
(2)	その他経費 会議費 旅費交通費 施設使用料 備品借用料 印刷製本費 保険料 通信運搬費	120,000 100,000 250,000 100,000 80,000 60,000 130,000	840,000		0	840,000
事業費計			5,025,000		0	5,025,000
2	管理費					
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0		0	0
(2)	その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 広告宣伝費 旅費交通費 減価償却費	10,000 15,000 130,000 80,000 20,000	255,000		0	255,000
管理費計			255,000		0	255,000
経 常 費 用 計			5,280,000		0	5,280,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			0		0	0
【C】 経 常 外 収 益						
固定資産売却益 過年度損益修正益						
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損						
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0		0	0
経理区分増減額・・・③						
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④			0		0	0
法人税、住民税及び事業税・・・⑤						
前期繰越正味財産額・・・⑥						
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥						0